

## 内外貨混合使用承認申請書（C - 3270）

「適用を受けようとする期間」欄には、3年間又は3年以内の必要な期間について記載する。

「保税作業の種類及び内容」欄には、保税作業の内容又は製品の種類について記載する。例えば、銑鉄の溶解、圧延等による鉄鋼製品の製造とする。

「外国貨物」欄には、保税作業において使用する外国貨物の品名及び品質、規格を記載する。

なお品質、規格については、保税作業に使用する外国貨物の品質、規格が特定されている場合は記載する必要はない。

「内国貨物の品名」欄には、製品の製造上必要な内国貨物の品名を記載する。内外貨混合使用の承認の対象である同種原料品は、この欄でいう内国貨物には含まないので、留意する。

「混じて使用しようとする内国貨物」欄には、保税作業において使用する外国貨物と同種の内国貨物の品名及び品質、規格を記載する。

「製造歩留り」欄には、申請に係る製品の製造について適用されている指定歩留り又は査定歩留りを記載する。

なお、製造歩留りは、通常、原料品の数量に対応する製品の出来高の数量の割合を百分比で示すこととされているが、百分比又は百分比のみによることが適当でないものについては、所要の表示の方法によるものとする。